

# 南あわじ市 農業委員会だより



## 第3号

平成18年11月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～



白やピンクなど色鮮やかに咲き誇るコスモス(市)

### 主な内容

- 農業委員の声
- 軽油免税申請について
- 農業委員の交代
- 農業者年金について

今後も農家の方々のご理解とご協力を賜りながら農業委員の活動を積極的に展開していきたいと考えております。

南あわじ市は全国的にも有数の野菜産地であり、地域の特性を活かしたブランド農作物として知られており、消費者ニーズに対応できる「安心安全」をモットーに安定供給できるものと信じています。

国は新たな農業基本政策「食料・農業・農村基本計画」をもって、国民の食糧確保による自給率の向上を目指し、農業の制度改革を実施しました。

南あわじ市の農業基盤を守るため、労働力の低下による生産量の減少を想定した時、斬新な発想の転換での組織体制の確立（集落営農の組織化・農業法人）が必要な時期に直面することは否定できないかもしれません。

### 将来を見据えて

会長職務代理 松原 由展



# 農業委員の声

## 農業委員として

井上 亮

農業委員として昨年八月から早一年。この間においても農業に対する考えが変化する中、南あわじ市では、高齢化や後継者不足等により山間地を中心に遊休農地・耕作放棄田が拡大しています。その上、平成十六年の台風二十三号で崩壊、補助金で復旧をしても農地の有効利用が出来ないというのが地域住民の気持ちである。農地の保全作業に補助金を交付すると言ってもそれだけでは不可能であると思う。このような農地を少しでも守るためには市、農協、地域が話し合い、地域にあった農業を進めて行く必要が大事だと思っています。

農水省では〇七年度から〇九年度の三年間で集中的に担い手を育て、認定農業者に貸し付けられるスーパール資金、近代化資金はその後の返済期間にわたって無利子となる見込みだが、現在認定農業者は年齢が六十〜六十五才が中心ではないかと思ひ、この認定戸数を守るのが第一問題では無いかと思ひます。その上にたつて五〜十年後を目標に認定農業者を増やす一方で小規模農業者を守るのがこれからの課題ではないかと思ひています。

皆様と考える中で第一次産業は効率が悪いが命を作り命を守る産業だから効率だけでは図れない農業の多面的機能などもっと評価す

べきだと思っています。今後南あわじ市の農業のために全力を尽くしていきたいと思っています。

## 農業委員になって

船本 泰生

私が、南あわじ市農業委員になって早一年が過ぎました。長くもあり、短くもある一年でした。旧町で一期の経験がありましたので、担当地区が少し広くなった程度にしか考えていませんでしたが、大きな間違いでした。

私の地元で大型店の出店があり、その申請に關して色々な問題があり、事務局と連絡を取り、指導を頂き、書類のチェックや現地状況の確認などを行い農業委員会で慎重審議をして頂き、県農業会議の現地確認を受け、地元住民や地権者の希望通り承認され、現在十二月の開店を目指して工事が進んでいます。

このように、今、景気の回復基調に伴う各種の開発が、市内の各地で計画され、実施されようとしています。私は、農業委員として農地の健全な保全と農業の今後の発展を希望する者ではありませんが、地域の発展が期待され、関係者の同意が得られ、近隣農地への影響も少なく、関係法令に抵触しない範囲での開発は認めていかなければならないと考えるようになりました。

また、南あわじ市の農業の今後について、農業基本構想の中で、国は大規模農家の育成を図ることを計画し認定農家などの増加をねらっていますが、南あわじ市の現状を考えると、一畝未満の面積で経営している兼業農家が多く、この構想にはほど遠い状況です。地域農業を守る

ためにも、基準に達しない農家への補助事業の確保や、経営指導が出来る南あわじ市の構想が計画されることを願っています。

他にも担当地区内の遊休農地や放棄田の解消など、気になる問題は多くなっています。十分な活動は出来ないかもしれませんが、同僚委員や事務局にご指導願ひながら、農家の役に立つ農業委員活動に努めたいと思っています。

## 委員就任一年が過ぎ思ふこと

谷 和彦

各地で耕作放棄田が増えてきたことです。過疎高齢化で農業後継者も少なくなっています。このままでは食料を外国に依存しなければならぬ事になりかねません。日本人には欠かせない米や水田を未来に残すため、農家は農地を守り管理する義務があると思ひます。一旦荒れた田は元にはなかなか戻りません。米は食料自給率、バランスの取れた食生活という面でもウエイトは高い。政府は来年度から経営安定対策など一連の施策を行いますが、日本の農家は自作農を基本にしてきたため、農地の所有意識が強い。しかしこれからは水も農地も互いに助け合わないとうまく活用できない。集落営農組織を担い手と位置づけ、必ずしも後継者が自分の子であり、農地の耕作者が家族である必要は無ひと思ひます。土地に縛られず自由に農業を出来るようにしなければならぬと思ひます。

## 委員就任一年が過ぎ思うこと

原田富美男

私は、灘・沼島地区を担当しています。灘地区はビワやみかんの古くからの産地です。また電照菊・すいせん・しきびでも有名です。現在当地区は、高齢化と獣害（鹿猪猿等）、それから価格の低迷など、農業に希望を持つことが出来ない状態にあります。それに伴って、遊休地・耕作放棄地も増えてきております。農業後継者も数えるほどです。私の役目は、この地区の農業発展に共助することですが、力不足で何も出来ておりません。悲しいことです。頑張つて農業をしようと思っている若者には、ある程度の経済的な裏付けが必要なのではと思うのですが、財政難の今は、難しい状況です。

結局、今自分がやれる事は、周りの農家の相談に乗りながら、一農家として、良い作物を作り、経営的にも安定して、日々希望を持つて働く姿を周りの人達に見て貰うことで地域農業発展の一助になればと考えています。



## 委員の交代

農協選任委員の交代がありました。

就任のあいさつ

柏木 かしわぎ

満 みつる



国内食糧自給率、低位にあるにもかかわらず荒廃農地が増えていきます。真剣に農地保全に取り組む必要があると考えています。  
担当区域 高屋・脇田・戒目寺

## 農業者年金



農業者年金加入推進特別対策を実施する地域に南あわじ市が選定されました。

これを受け農業委員が加入推進員となり、認定農業者の方を中心に加入推進のため戸別訪問させて頂くことがあります。がよろしくお願い致します。

## 軽油免税申請について

軽油を農業の用に供する機械の動力源として使用する場合  
軽油引取税が免税になる場合があります。

詳しくは下記申請先へお問い合わせ下さい。

- 申請先 / 洲本県税事務所 課税第2課 洲本総合庁舎1階 (0799-26-2030)
- 必要書類 / ・ 機械の販売証明 (初回のみ必要)  
・ 印鑑  
・ 農業委員会発行の耕作証明書

耕作証明書は農業委員会もしくは各庁舎総合窓口、各出張所で申請して下さい。  
印鑑と証明手数料300円が必要です  
総合窓口等で申請された場合、証明書は後日の発行となります。



# 農業者年金に 加入しましょう

## 新制度のポイント

### 農業従事者なら誰でも加入

- 60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。
- 農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

### 積立方式で安定した財政運営

- 将来受給する年金は自らが積み立てる方式となり、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度です。
- 確定給付型でなく確定拠出型の積立式であるため、運用のいかんにかかわらず、安定した運営が可能です。

### 積立金は安全かつ効率的に運用

- 積み立てられた保険料は農業者年金基金が債券を中心に安全かつ効率的に運用します。
- 年金原資の積立期間は安定性に配慮しつつ有利な運用を、年金支給期間は全額債券で安全性を重視した運用を行います。

### 保険料の手厚い国庫助成

- 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料(月額2万円)の2割、3割又は5割の政策支援(保険料の国庫助成)があります。

### 保険料を自由に選択

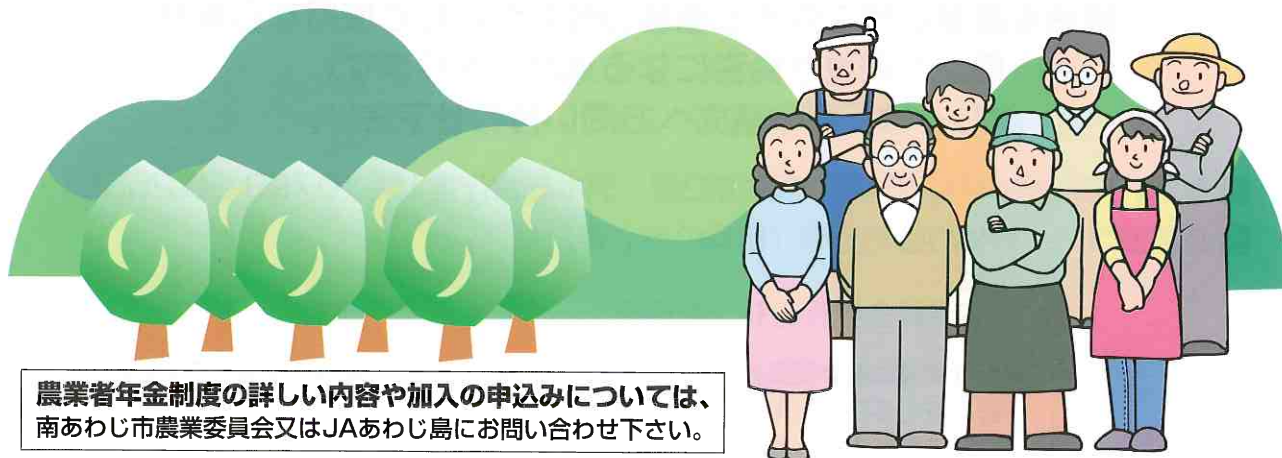
- 政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。

### 税制面でも大きな優遇措置

- 保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

### 80歳までの保証が付いた終身年金

- 年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。



農業者年金制度の詳しい内容や加入の申込みについては、南あわじ市農業委員会又はJAあわじ島にお問い合わせ下さい。